

第2章 良好な景観の形成に関する方針

古河市景観計画

2-1 市全域（重点地区及び重点路線を除く）の良好な景観の形成に関する方針

2-2 地区別の良好な景観の形成に関する方針

第2章 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第2項第2号関係)

2-1 市全域（重点地区及び重点路線を除く）の良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観づくりの基本的考え方

本市の景観は、悠久の時を経て刻まれた台地と低地の地形的構造をもとに、台地部の緑豊かな平地林や低地部の河川及び田園などの自然景観、古河特有の景観として多くの市民が認知する有形・無形の歴史・文化景観、住宅地や工業地、沿道など都市の発展とともに変化し多様化する都市景観、及び市民の心に深く刻まれているふるさとを想起させる心象景観で構成されています。

これらの景観を市民が誇りを持ってふるさとの財産として後世に継承し、かつ、市民がいきいきと暮らす人生の舞台としてふさわしい景観づくりを行えるよう、市民、事業者及び古河市の協働により、その一体的な保全、創出及び共存を図るものとします。

《基本的考え方》

- ① 大地、生活、心に刻まれた原風景を守り生かし、ふるさと古河の景観づくりを進めます。
- ② 歴史・文化、都市が融合した風格と魅力を創造し、古河らしい景観づくりを進めます。
- ③ 地区の個性を大切に、地区に根ざした景観づくりを進めます。
- ④ 市民・事業者・行政が協働し、生活の舞台となる景観づくりを進めます。

(2) 良好な景観の形成に関する方針

《テーマ》

『人・歴史・自然の共演 ふるさと古河の景観舞台づくり』

《方 針》

① 「ふるさと古河」の原風景の保全・活用

■ 眺望景観の保全

渡良瀬川や利根川河川堤から眺める筑波山や富士山、日光連山等、山々への眺望や渡良瀬遊水地への眺望、あるいは河川沿いから眺める落日、野鳥などの生物と織りなす雄大な風景、水田や平地林が広がる開放的な田園風景への眺望など、古河を代表する原風景を後世に継承するため、視点場周辺の適切な景観誘導を図ります。

■ 水辺の景観、緑の景観の保全・活用

農地等と一体となった良好な田園景観を形成する向堀川や宮戸川、西仁連川などの河川を中心とした水辺景観を保全するとともに、身近な親水空間としての活用を図ります。

また、都市の発展とともに減少しつつある平地林等の緑は、のびやかに広がる田園景観を構成する重要な要素であり、さらに、環境機能的にも重要であることから、まとまりや連続性の確保、適切な維持管理及び有効な活用方策等の導入により、その保全・活用を図ります。

② 古河らしい「風格」と「魅力」ある景観の保全・創出

■ 歴史・文化景観の保全・創出

旧城下町や街道筋に集積し、各地区に点在する本市の風格を成す寺社などの歴史・文化資源を保全し後世に継承するとともに、歴史・文化資源を核とした修景整備や資源間の回遊ネットワーク化、あるいは歴史・文化的背景や景観に配慮した建築行為等に対する適切な景観誘導により、新旧が融合した新たな歴史・文化景観の創出を図ります。

■ 都市景観の魅力と質の向上

中心的市街地では、歴史・文化資源や都市施設等の既存の景観ストックを活用したにぎわい再生に寄与する街なかの景観整備や、住宅地、商業地、工業地などにおける周辺の景観との調和による気品に満ちた都市景観の創出など、市民の誇りとなり、来訪者にアピールできる都市景観の魅力向上を図ります。

その他の市街地では、地区計画制度等を活用しながら、周辺の自然、歴史・文化景観等と調和する、潤いと落ち着きのある良質な暮らしの場としての景観形成を図ります。

■ 骨格的な景観拠点・軸における象徴的景観形成

十間通りをはじめとする主要な幹線道路における沿道地区の特性に応じた象徴的な沿道景観の形成、公共施設における先導的役割を踏まえた象徴的な古河らしい景観形成、工業地における環境と共生した操業環境と景観の形成、古河名崎工業団地における緑に包まれた新たな産業地としての景観形成、新4号国道沿道における周辺の平地林や農地等の豊かな自然景観の形成及び主要な河川周辺における自然に包まれた本市の都市環境を象徴する景観形成を図ります。

③ 地区の個性を生かした景観形成

■ 景域で捉える景観形成

景観は個々の要素が重層的かつ空間的な広がりを持って構成されることや、日常的な生活圏などにも大きく影響されることから、一定の景観ゾーンとしての「景域」をもとに、地区の個性を最大限生かしながら、地区住民等が共有できる景観形成を図ります。

■ 地区に根ざした景観形成

地区の歴史、いわれなどと深い関わりのある寺社や街角にたたずむ道標などの歴史・文化景観をはじめ、趣ある集落地の景観、地区のシンボルとなる大樹や並木に代表される緑の景観など、地区住民が生活の中で守り継承してきた景観資源を大切に、地区に根ざした景観形成を図ります。

■ 地区の特性に応じた景観誘導

地区の大切な景観資源等の保全と活用を図るため、地区住民等が共有する景観形成の方向性を踏まえ、地区にとって重要視すべき景観的配慮事項をまとめた「景観づくりの指針」等を作成するとともに、適切に運用し、景域の特性に応じた適切な景観誘導を図ります。

④ 「協働」で取り組む景観づくりの推進

■ 身近な景観づくりへの取り組み

市民が、ふるさと古河の有する良好な景観を今まで以上に再認識し、自宅及びその周辺や地区の中での景観づくりに主体的に取り組めるよう、景観資源の発掘・PRや景観に係る各種市民参画の場の提供と参加促進及び各種取り組みに対する支援策の導入などを図ります。

■ 古河らしい景観形成への寄与

事業者が、土地の利用や建築行為等の事業活動に関し、古河らしい景観形成に寄与できるよう、市民や地区住民が描く景観像を提示しながら、景観に係る各種施策への協力、各種法令及び条例の遵守徹底を図ります。

■ 総合的かつ具体的取り組み

市は、景観形成に関する基本的考え方や「古河市景観計画」に基づき景観形成に関する施策を総合的に展開します。

また、市民や事業者、関係機関等に対し、古河市の景観形成に関する啓発及び知識の普及等を通じ、協働体制のもと効率的・効果的に景観形成に関する施策の実施を図ります。

2-2 地区別の良好な景観の形成に関する方針

古河市景観条例に基づき、※「景観づくりの指針」における10地区の景観特性及び景観方針を地区別の景観の形成に関する方針として定めます。

景観計画区域として10地区の区分はなされていませんが、建築等の行為を行う場所に応じて、地区別の良好な景観の形成に関する方針に則した景観形成を目指します。

※景観法に基づく「古河市景観計画」を補完するものとして、古河市の景観づくりに対する基本的姿勢を示したものです。各地区において、事前協議の届出制度における建築主等との協議の際、ガイドラインとしての役割を持つ。

■ 古河旧城下町地区

《景観づくりのテーマ》

今と昔が調和しながら、ゆったり豊かに暮らす、
風格と魅力あるまくらがの里「古河」の景観を守り創造する。

当地区の特徴は、歴史・文化に育まれた風格ある景観を有しているということです。また、渡良瀬川一帯の自然景観は、景観づくりを進める上で重要な景観要素と言えます。

一方では、古河駅西口や主要な幹線道路沿道に代表される都市景観をあわせ持っていることも大きな特徴となっています。

古河の歴史・文化を生かした風格ある景観を守るとともに、魅力ある都市景観の創造に努め、内外に対し誇りを持てる景観づくりを進めていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

方針1：まくらがの古河の歴史・文化、眺望を守り、創る

方針2：地域に密着した活動を通じたにぎわい再生に寄与する景観を創る

方針3：調和と魅力ある都市景観を創る

■ 古河総合公園・中田宿地区

《景観づくりのテーマ》

古河らしい郷愁を誘うふるさとの景観を代々守りながら、
歴史と近代が共存する新たな景観を創造する。

当地区の特徴は、多くの市民が共有する古河らしい景観要素としての古河総合公園や渡良瀬川からのすばらしい眺望景観という、古河市民の心象景観を有しているということです。

また、渡良瀬川や中田宿の面影を残す日光街道、国道4号などの景観軸、渡良瀬川や利根川一帯の自然景観や街道筋の歴史・文化景観、さらには骨格的道路沿道を中心とした都市景観など、景観づくりを進める上でかかわりの深い景観要素と言えます。

このような拠点的な景観資源をさらに生かすとともに、河川軸、街道・道路軸を意識しながら、地区の個性を大切に、かつ市民をはじめ古河市への来訪者に対し、ふるさとも感じさせる景観づくりを進めていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

方針1：古河総合公園や大堤地区等原風景となる景観拠点を守り生かす

方針2：渡良瀬川や日光街道などの景観軸を、その特性に応じ整える

方針3：生活の場としての良好な市街地景観を守り創る

■ 古河駅東十間通り地区

《景観づくりのテーマ》

古河駅東口、十間通りの象徴的な景観づくりとともに、
地区の大切な景観を地区で守り育む。

当地区を東西に貫く十間通りは、古河駅東口から伸びる本市の発展軸であり、それにふさわしい象徴的な沿道景観を形成していくことが望まれます。

また、神社仏閣や祭礼など地区の人々に大切に守られている貴重な歴史・文化資源については、今後も地区を特徴づける景観資源として保全し継承していくことが大切です。

一方、既存住宅地における景観の維持・確保や、新たに形成される市街地の景観形成、工業系市街地等の景観的配慮など、身近な生活環境に密着する課題的要素も多く、地区との関係を強く持ちながら、地区住民が積極的に関わられる景観づくりを進めることが大切です。

《景観づくりの方針》

方針1：古河駅東口及び十間通りの象徴的な景観を創る

方針2：地区の特性に応じた適切な市街地景観を創る

方針3：地域に根ざした固有の景観資源を守り生かす

■ 旧大山・釈迦沼地区

《景観づくりのテーマ》

水と闘い、ともに生き、つくり上げた豊かな田園景観を将来にわたり守るとともに、
旧鎌倉街道筋を大切に地区に根ざした景観を育む。

当地区は、大山・釈迦沼との深い関わりを持って、いにしえより生活の場として利用され、現在では水田や畑地を中心とする広大な田園景観を有しています。その景観はふるさと感じさせる原風景でもあることから、雄大な田園景観を守っていくことが大切です。

また、旧鎌倉街道を貴重な景観資源として認識し、街道筋の歴史資源と一体となって、地区に密着した保全・活用を図っていくことが望まれます。

《景観づくりの方針》

方針1：旧鎌倉街道筋の趣のある景観を守り創る

方針2：沼地跡に広がる農環境・田園景観を守る

方針3：遺跡など古来の生活の面影を残す

■ 宮戸川北部地区

《景観づくりのテーマ》

宮戸川周辺の田園景観や、旧鎌倉街道、神社仏閣、古墳群等、
歴史・文化の記憶を、地区の景観づくりに生かす。

宮戸川周辺の水田や沿川に見られる平地林などが一体となって、良好な景観を有する宮戸川田園景観の保全を図るとともに、多くの神社仏閣が立地する旧鎌倉街道筋の趣ある景観の連続性確保及び古墳群などの歴史・文化景観の保全・活用のための景観誘導を図っていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

- 方針1：宮戸川沿いの田園や緑が一体となった眺望景観を守る
- 方針2：旧鎌倉街道筋等の趣ある景観を守り創る
- 方針3：古代よりの生活の場であった台地の記憶を守り育む

■ ネーブルパーク・北利根工業団地地区

《景観づくりのテーマ》

「こうや」(台地上)にあるまとまりのある平地林を大切に、
都市と自然の調和ある景観づくりを進める。

工業地を中心とする市街地や道路に代表される都市的景観と、ネーブルパークや中央運動公園周辺や台地上に点在する平地林や農地等の自然・田園景観が共存できるよう、緑等の自然要素との調和を図ることが大切です。

また、ネーブルパークから中央運動公園周辺一帯については、都市公園等の拠点的な景観資源を生かした重点的・先導的な景観づくりが求められます。

《景観づくりの方針》

- 方針1：自然景観と都市景観を馴染ませる
- 方針2：貴重な自然・憩いの場としての平地林や公園緑地を守り育む
- 方針3：神社仏閣や遺跡等地区の記憶を留める歴史・文化資源を守る

■ 宮戸川南部地区

《景観づくりのテーマ》

宮戸川河川空間の一体的な景観を守るとともに、歴史・文化資源を生かす。

広がりがあり、眺望にも優れる宮戸川河川空間の一体的な景観保全を図るとともに、地区の伝承などを受け継ぐ神社仏閣などの歴史・文化景観の保全・活用のための景観誘導を図っていくことが大切です。

また、新4号国道から眺められる沿道に残る貴重な平地林の保全を図りながら、道路から眺められる平地林や宮戸川の田園景観及び日光連山等への眺望景観を確保することが求められています。

《景観づくりの方針》

方針1：田園や平地林の緑，山々への眺望が一体となった宮戸川の開放的な河川空間を守る

方針2：地区に根付いた歴史・文化，自然景観を一体的に守る

■ 諸川市街地地区

《景観づくりのテーマ》

日光東街道の趣や昔ながらの素朴な風景を大切にしながら、三和地区の中心として、自然景観と共存する歴史を繋げる。

当地区に立地する各種資源からは、古墳の時代から江戸、現代にいたるまでの時代の流れや地区の歴史的背景が感じ取れます。また、都市的土地利用が進む中において、台地上に残る平地林や豊かな田園景観を形成する河川空間など自然景観と共存し、それらが景観的個性となっています。

また、日光東街道沿いの旧市街地を印象付ける特徴的な景観誘導を行うと同時に、国道125号沿道を中心とした新市街地の良好な景観形成を図ることにより、趣とにぎわいが共存する地区の魅力・活力向上を図っていくことが求められています。

今後も三和地区の中心として一体的な発展を遂げながら、歴史・文化資源などを地区の財産として日常の暮らしの中で大切に守り生かしていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

方針1：諸川地区の趣ある景観を地区の宝物として守り生かす

方針2：自然と調和する暮らしの景観を創る

方針3：神社仏閣，公共施設等ポイントとなる景観資源を生かし育てる

■ 日光東街道南部地区

《景観づくりのテーマ》

日光東街道や神社仏閣、田園風景等の地区の景観資源を大切に、
自然と調和する美しくのどかな景観を守り育む。

歴史・文化資源や自然資源及び道路や公共施設等の都市資源などを当地区の景観資源と捉え、地区の景観づくりに生かしながら、周囲に広がる自然環境との調和を図ることにより、誇りに思える美しい景観及びふるさと感じさせるのどかな景観づくりを進めていくことが大切です。

《景観づくりの方針》

- 方針1：日光東街道や田園風景、生活の軸となる道路などを景観づくりに生かす
- 方針2：地域に残る伝統行事や地名など、地区の歴史・文化を継承する
- 方針3：自然と調和した景観を育みながら暮らしやすい環境を整える

■ 東西仁連川地区

《景観づくりのテーマ》

原風景となる田園景観や、それと一体となった八俣送信所の眺望景観を個性として、
新旧が調和する風情ある景観をみんなで守り育み発信する。

三つの河川空間に広がる田園風景、河川沿いの台地上に連続する平地林、その向こうに見える八俣送信所の独特の眺望景観は、地区の人々に深く刻まれており、個性ある景観資源として景観づくりに生かすことが大切です。

また、歴史・文化資源、自然資源、拠点公園など個々の景観資源も数多く有しており、里山保全活動の展開や開発等に係る適切な景観誘導等を図りながら、田園風景の中にある風情ある景観づくりを進めていくことも大切です。

さらに、今後新たに立地する工業関連施設や幹線道路等については、豊かな田園景観や生活環境に対する配慮を基本とした適切な景観誘導が求められています。

《景観づくりの方針》

- 方針1：西仁連川、飯沼川、東仁連川が織りなす田園景観や、それらと一体となった八俣送信所の独特の眺望景観を地区の個性ある景観資源として守り生かす
- 方針2：貴重な資源として里山の緑を守り育むとともに、地区の資源を大切に
- 方針3：農地や樹林地等の自然環境と集落地及び新たに創出される都市景観などが調和する、良好な景観を創る

◆ 図一 地区区分

